

情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にある。

こうしたことから、一時保育や地域子育て支援拠点事業等の地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、改正児童福祉法（平成15年法律第121号）により、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。

これにより、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することを促進するとともに、市町村管内の子育て支援事業の実施状況が十分かどうかを地域住民に開示されることにより、市町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

## （2）子育てサポーターリーダーの養成

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど、

子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、2004（平成16）年度からは、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

## （3）ファミリー・サポート・センターの設置促進

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2008（平成20）年度は579か所で開催されている。

（2006（平成18）年度末現在の会員数：援助を受けたい会員223,638人、援助を行いたい会員83,836人、両方会員29,948人、活動実績1,474,628件）

# 第4節 家庭教育の支援に取り組む

## 1 | 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものである。しか

し、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中、家庭の教育力の低下が指摘されている。このような状況の中で、家庭教育の重要性に鑑み、2006（平成18）年に改正された教育基本法において、新たに家庭教育の規定（第10条）が設けられた。

家庭の教育力の向上を図る上で、親が、親としての学びや経験を通じ、家庭教育につい

ての理解を深めることが重要である。このため、乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用して、子育て講座など、家庭教育に関する学習機会を提供している。

また、家庭教育に関する一人ひとりの親の身近なヒント集として、家庭教育手帳を作成し、全国の教育委員会等に提供して、家庭教育に関する学習機会などで活用を図っている。2006年度からは、新たに、子どもの生活リズムの章を設け、従来の食育に関する内容に加え、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活リズムの向上に関する記述を追加するなど、内容の充実を図っている。

あわせて、独立行政法人国立女性教育会館において、男女共同参画の視点から家庭教育・次世代育成支援に必要な専門的・実践的研修として、2006年度から「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を開催している。また、地域における次世代育成支援活動への男性の参画促進に関する調査研究を実施している。さらに、「女性情報ポータル“Winet”(ウィネット)」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している(<http://www.nwec.jp/>)。



子育て講座を実施(群馬県高崎市)

## 2 | 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2008(平成20)年度からはITを活用した家庭教育支援方策の一つとして、「地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)」を活用し、家庭教育に関する「コミュニティ」を設け、親同士のコミュニケーションの円滑化や相談対応についての調査研究を行い、普及促進を図っている。

## 3 | 子どもの基本的な生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなどの子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、2006(平成18)年度から、子どもの生活リズム向上に関する全国的な普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究を行っている。また、地域ぐるみで生活リズムの向上を図るため、PTA等の様々な関係団体の協力を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。